

■屋外広告物重点協議区域全体の景観配慮指針 (『松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン』P.14～30 参照)

項 目	配慮事項	措置状況 (具体的内容、実施しない理由など)	
【規模・高さ】	歩行者の見やすさに配慮し、圧迫感を与えない大きさ・高さ	実施した ☐ 実施しない ☐	
【数量・集約】	多数の広告物の重複掲出の回避、コンパクト化や集約化の工夫	実施した ☐ 実施しない ☐	
【色彩・素材】	地色(面積の 1/2 以上を占める色)の色彩基準(R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)は彩度 10 以下、その他は彩度 6 以下)を遵守し、極端な低明度色(明度 2 以下)を避ける(自然素材を除く)	実施した ☐ 実施しない ☐	
	登録標章(コーポレートカラーやロゴ等)における表示位置・大きさ・色彩の工夫による、周囲の景観との調和や品のある景観づくり	実施した ☐ 実施しない ☐	
	色数を抑え、けばけばしい色彩のものや、激しい動光・点滅等を避ける	実施した ☐ 実施しない ☐	
【デザイン・調和】	位置や規模、色彩などのデザインを建築物全体のデザインと調和	実施した ☐ 実施しない ☐	
	周囲の環境(通り、まち並み、みどり)を考慮した配置・デザインの選定、まちかどにおけるコーナー性を活かした工夫	実施した ☐ 実施しない ☐	
【演出】	低層部(1～2 階)における、ショーウィンドウや季節・催事の演出など可変性のある要素の使用、花やみどりによるうるおいや癒しの演出による活力のあるまち並みの形成	実施した ☐ 実施しない ☐	
【眺望景観】	高い位置の広告物の必要最小限化、および駅前デッキ上に面した場所などの見通しの良い場所での屋上広告物の掲出を避ける	実施した ☐ 実施しない ☐	
【美観・安全】	適切な維持管理による、歩行者や交通環境の安全性の確保	実施した ☐ 実施しない ☐	
【照明】	動光、点滅するものや光量の過剰な照明を避ける	実施した ☐ 実施しない ☐	
	品格や広告物のデザインが生きるよう、ポイントとなる部分を効果的に照らす・間接的に照らす方法の工夫	実施した ☐ 実施しない ☐	
	地域特性にあった色温度の選定による、落ち着きやにぎわいの演出	実施した ☐ 実施しない ☐	
【窓面広告物】 (デジタルサイン等含む)	建物低層部へ設置を基本とし、および開口部を覆い隠すような掲出を避け、概ね開口部の 20%以下とする	実施した ☐ 実施しない ☐	
	店内の様子や提供する商品、サービスなどを効果的に伝えるための表示方法・形態・色彩等の工夫、および沿道景観や建物デザインとの調和	実施した ☐ 実施しない ☐	
	複数設置する場合は 1 面に 2 か所までとし、設置位置・間隔・形態・素材を揃えるポイント的な表現とする工夫	実施した ☐ 実施しない ☐	
	高彩度の色彩を避け、面積や色数を少なくする	実施した ☐ 実施しない ☐	

■ 駅前特定区域の景観配慮指針 (『松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン』P.34～39 参照)

項 目	配慮事項	措置状況 (具体的内容、実施しない理由など)	
【屋上広告物】	原則として、眺望に影響を与える場所での設置は避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	高さは建物の 1 層程度(3～4m)とし、やむを得ず設置する場合は、1 建物につき1 基とする	実施した ☐	実施しない ☐
	建物の名称などの自家用広告物を基本としたシンプルな表示内容とする	実施した ☐	実施しない ☐
	1 基あたり使用する色彩は 2～3 色とする	実施した ☐	実施しない ☐
【壁面・窓面広告物】	掲出内容の重複を避け、設置する数量を極力最小限にする	実施した ☐	実施しない ☐
	配置や規模を揃える工夫、広告物により窓面を覆いつくさない配慮	実施した ☐	実施しない ☐
	人の目に入りやすい低層部(1～2 階)への集約	実施した ☐	実施しない ☐
	中層以上への設置をなるべく避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	建物の意匠や壁面の色彩・素材と調和したデザインの選定	実施した ☐	実施しない ☐
【突出広告物】	なるべく 1 基にまとめる、設置位置や大きさを揃えるなど、一体的にみえるような配慮	実施した ☐	実施しない ☐
【独立広告物】	上端の高さは建物の 1 層程度(3～4m 程度)とする	実施した ☐	実施しない ☐
【立て看板・のぼり旗・張り紙】	歩行者の安全性や見通しに十分配慮した大きさ・設置場所とする	実施した ☐	実施しない ☐
	工夫を凝らしたデザインによる店舗の個性の演出	実施した ☐	実施しない ☐
	街路樹と調和するよう、自然素材の利用や植栽と一体的にデザインする等の工夫	実施した ☐	実施しない ☐

■デジタルサイネージの配慮指針 (『松戸駅周辺屋外広告物景観ガイドライン』P.31～33 参照)

デジタルサイネージを設置する□

※駅前特定区域・駅前広場周辺区域では、原則設置禁止とし、例外要件を満たした独立型または壁面設置型に限定する。

項 目	配慮事項	措置状況 (具体的内容、実施しない理由など)	
【表示方法】	歩行者や住環境に配慮し、原則として音は出さない	実施した ☐	実施しない ☐
	不快なまぶしさ(輝度)とならないよう明るさを抑える配慮	実施した ☐	実施しない ☐
	夜間の明るさ(輝度)を抑え、深夜時間帯は消灯する	実施した ☐	実施しない ☐
	過度な点滅(映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅)を避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	高速モーションを抑え、画面の切り換えや映像表現はゆっくりしたものとする工夫	実施した ☐	実施しない ☐
	赤・青・黄などの高彩度色や、白色が画面の大部分を占めて大きく発光するものを避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	コントラストの強い画面の反転や、急激な場面転換を避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	視覚的な刺激の強い規則的なパターン模様(縞・渦巻き・同心円など)が画面の大部分を占めることを避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	情報過多・文字情報が多い画面を避ける	実施した ☐	実施しない ☐
【設置位置・形態・意匠】	設置位置は、建築物の低層部(2 階相当、上端は地上から 9m まで)とする	実施した ☐	実施しない ☐
	設置形態は、壁面の設置、自立型設置とする	実施した ☐	実施しない ☐
	信号交差点付近への設置や、突出広告物など通りの進行方向に正対する設置を避ける	実施した ☐	実施しない ☐
	壁面設置時における、建築物との一体的な形態・意匠への配慮(窓面をふさがない設置)	実施した ☐	実施しない ☐
	太陽光を著しく反射する恐れのないものの選定	実施した ☐	実施しない ☐
	構造体(骨組み、支柱等)を目立たせない	実施した ☐	実施しない ☐
【表示内容】	公序良俗に反するもの、公衆に不快感や不安を与えるもの、青少年保護及び健全育成の観点から適切ではないもの、人権侵害・差別につながるもの、良好な景観を害するもの、風俗営業法第 2 条に該当するものの表示を避ける	実施した ☐	実施しない ☐
【運営】	設置後でも光や色等のコントロールができる仕様のディスプレイとする	実施した ☐	実施しない ☐
	設置前の周辺への事前相談、設置後の苦情処理への設置者による責任ある対応	実施した ☐	実施しない ☐
	地域特性を踏まえた表現や地域貢献につながる活用の工夫	実施した ☐	実施しない ☐

■ 駅前特定区域・駅前広場周辺区域 のデジタルサイネージの配慮指針

項 目	配慮事項	措置状況 (具体的内容)	
共通事項	上記、デジタルサイネージの景観配慮指針を満たしている	実施した ☐	
	設置数は必要最小限とし、それぞれが連続しておらず十分に離して設置されている	実施した ☐	
独立して設置するもの	商業施設等の店頭に設置される立看板型、独立看板型のもので、敷地内に設置する	該当する ☐	
壁面に設置するもの	建物 1 層程度の外壁に設置されたもので、歩行者の見やすさに配慮している	実施した ☐	